

愛労委令和6年（不）第9号事件（7条3号）

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社が、①申立人X（以下「X」という。）に対し、令和5年7月25日、A組合の職場委員をやらなければ仕事を増やすと述べたこと、②同日、被申立人Y会社の他の従業員に職場委員の就任を依頼したこと並びに③同日の属する週及び翌週のチームミーティングにおいて、職場の行動役割表に職場委員を業務として記載したことが、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして、令和6年10月29日に申立てがされた事件である。

2 主文

本件申立てを却下する。

3 判断の要旨

Xは、本件申立て以降、一度は申立てを維持する旨電話で述べたが、その後、当委員会からの再三の連絡に一切応答をせず、第1回調査を開催するための日程調整表を提出しなかった。

また、Xは、当委員会からの調査通知書を受領しているにもかかわらず、第1回調査から第3回調査までの全ての調査期日を欠席し、書面等を提出することもなかった上、当委員会へ連絡することもなく、当委員会からの連絡にも一切応答しなかった。

そして、第3回調査後においても、Xから当委員会に対する連絡は一切なかった。

以上のことからすると、Xは、本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない（労働委員会規則第33条第1項第7号）。